

坂祝町監査委員告示第8号

財政援助団体等に対する監査の実施結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和6年10月23日

坂祝町監査委員 森田 安夫
同 渡邊 章

記

1. 実施期日 令和6年10月23日（水）
2. 実施場所 坂祝町総合福祉会館サンライフさかほぎ 1階相談室
3. 監査の対象
 - (1) 指定管理者 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
 - (2) 所在地 坂祝町黒岩153番1

4. 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理に関する事務事業について、基本協定書や契約書・補助要綱等に基づいた適正な執行及び資金管理等に着眼点を置き、坂祝町社会福祉協議会事務局長及び担当課長から説明を求めるとともに関係書類を調査する方法で実施した。

5. 監査の結果

今回の施設に対する監査を実施した結果、福祉会館の運営や管理の内容及び契約事項について、適正に執行されていると認められた。

職員採用の確保に苦慮されているため、人材育成が整わず苦慮されていることが伺うことができた。（幸いにも来春採用者1人が内定している。）

特に喫緊の課題として、「一般入浴サービス」について利用者のうち坂祝町住民の利用が少ないことと併せて一般入浴に係る経常経費（電気料金・水道料金・保守点検・業務委託料等）が多額であるため休止の可否について検討しているとの詳細な説明を受けた。坂祝町役場としても特に坂祝町住民の意見を聴取するなどして社会福祉協議会と休止の協議を行っていただきたい。

参考 令和6年4月から8月まで（132日間）利用実績

利用率	坂祝町住民利用者数	498人	利用率（30.7%）
-----	-----------	------	------------

	町外者住民利用者数	1,122人	利用率（69.3%）
--	-----------	--------	------------

	利用者総数	1,620人
--	-------	--------

登録者内訳 坂祝町、各務原市、関市、岐阜市、美濃加茂市等

収入	274,200円
----	----------

令和5年度一般入浴経常経費（税込み）

5,523,245円

監査資料

- ・坂祝町社会福祉協議会支払一覧
- ・社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会令和5年度事業報告の概要
- ・社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会令和5年度事業報告書
- ・社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会令和5年度決算の概要
- ・社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会現状と課題及び坂祝町への要望・申出
- ・社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会現状と課題及び坂祝町への要望・申出関係資料

以上